

## 住宅の耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置について

平成 18 年 1 月 1 日以降に次の要件を満たす耐震改修工事をおこなった住宅は、一定期間固定資産税の減額措置が受けられます。

### ●対象となる家屋

- (1)昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅
- (2)併用住宅の場合、住宅部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること
- (3)平成 18 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に改修工事がおこなわれたもの
- (4)工事費の自己負担額が一戸あたり 50 万円超  
(平成 25 年 3 月 31 日までに契約した改修工事については 30 万円超)
- (5)建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がされたもの

### ●長期優良住宅の認定等（一定の省エネ改修を行い、増改築により認定長期優良住宅に該当することになった場合）

- (1)平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に改修工事が行われたもの
- (2)改修後の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること
- (3)長期優良住宅として沖縄県知事の認定を受けていること

### ●減額される税額

改修した住宅(居住部分のみ対象)の固定資産税額の 2 分の 1 を減額(認定長期優良住宅の場合は 3 分の 2 を減額)。

※1 戸あたり 120 m<sup>2</sup>相当分を限度とします。

### ●減額期間

耐震改修工事が完了した年の翌年度から、工事完了時期に応じた次の期間減額されます。

工事完了時期	減額期間
平成 22 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日	2 年度分
平成 25 年 1 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	1 年度分(※)

(※) 耐震改修完了の直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、2年度分。

<通行障害既存耐震不適格建築物…>

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

## ●手続き方法

改修工事完了後3か月以内に、必要書類を名護市税務課資産税係へ提出してください。

## ●必要書類

- (1) 住宅の耐震改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書
- (2) 住宅耐震改修証明書、平成29年4月1日以降に工事が完了した場合は「増改築工事証明書」  
(建築士(※)、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人で発行します)
- (3) 領収書(改修工事費用を確認できるもの)の写し
- (4) 認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当することになった場合のみ)

※建築士発行の「住宅耐震改修証明書」の場合、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写しを添付してください。

※「住宅改修証明書」を発行できる建築士は、建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士とされています。

## ●注意事項

- (1) 「住宅バリアフリー改修工事に係る減額措置」及び「住宅省エネ改修工事に係る減額措置」と併用して受けることはできません。
- (2) 1戸につき1回限りの減額措置です。

---

## 問い合わせ先

名護市役所 税務課 資産税係 ☎0980-53-1212(内線185)